政令第二百六十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十一条、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十七条第二項、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十九条第三項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び同条第六項」を「、同条第六項」に改め、「取消し」の下に「及び法第三十二条の六第一項の規定による経由」を加える。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第九条第二号ハ

二　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第四条第二号ハ

三　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）第十六条第二号ハ

附　則

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　長浜　博行

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百六十二号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項及び第八条の二第一項（これらの規定を同法第三十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「が付与されていることその他」を「及び知識を有するものとして」に改める。

第四条第三項を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2　防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

第四条を第三条の二とする。

第四条の二の見出しを「（統括防火管理者を定めなければならない防火対象物）」に改め、同条を第三条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

（統括防火管理者の資格）

第四条　法第八条の二第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。

一　次に掲げる防火対象物　第三条第一項第一号に定める者

イ　法第八条の二第一項に規定する高層建築物（次号イに掲げるものを除く。）

ロ　前条各号に掲げる防火対象物（次号ロ、ハ及びニに掲げるものを除く。）

ハ　法第八条の二第一項に規定する地下街（次号ホに掲げるものを除く。）

二　次に掲げる防火対象物　第三条第一項第二号に定める者

イ　法第八条の二第一項に規定する高層建築物で、次に掲げるもの

(1)　別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ並びに(十二)項イに掲げる防火対象物（同表(十二)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(2)　別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十二)項まで、(十三)項ロ及び(十四)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの

ロ　前条第二号に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ハ　前条第三号に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの

ニ　前条第四号に掲げる防火対象物（別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ホ　法第八条の二第一項に規定する地下街（別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

（統括防火管理者の責務）

第四条の二　統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2　統括防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3　統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第四項中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第四十七条第一項中「この条及び次条において」を削り、「が付与されていることその他」を「及び知識を有するものとして」に改める。

第四十八条第二項を削り、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2　防災管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防災管理対象物について避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わなければならない。

第四十八条の次に次の二条を加える。

（統括防災管理者の資格）

第四十八条の二　法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条の二第一項の政令で定める資格を有する者は、第四十七条第一項各号のいずれかに掲げる者で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。

（統括防災管理者の責務）

第四十八条の三　統括防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2　統括防災管理者は、前項の消防計画に基づいて、避難の訓練の実施、当該防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わなければならない。

3　統括防災管理者は、防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。